

注意！

「キックバイク」をはじめとした車輪付き遊具による、交通死亡事故を含む子どもの重大事故が、全国で報告されています。

※独立行政法人国民生活センター調べ

保護者のみなさん

あなたのお子さん、遊具を使って道路で遊んでいませんか？

警告！

「交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること」は禁止されています。

※道路交通法第76第4項第3号
(道路における禁止行為)

●「キックバイク」を

はじめとした車輪付き遊具は、使用が許可されている公園や広場で遊びましょう。

●坂道ではスピードが出て制御できないので、子どもから目を離さないように気をつけましょう。

●乗る際は、必ずヘルメットを着用させましょう。

